

公立学校の教員の長時間労働と教員不足の解消に関する意見書（案）

教員の長時間労働の解消は、教員が専門職としての役割を発揮して子どもたちに向き合うためにも、教員不足解消のためにも、重要な課題である。しかし、中央教育審議会（以下「中教審」という。）が、令和6年8月27日に公表した答申は、学校現場の声に応えず、教員の長時間労働の原因から目を背けたものである。

教員の長時間労働の根本的な原因は、持ち授業時数が多いことである。学校週五日制の導入や学校教育法施行規則で定める標準授業時数の増加により、一日当たり4単位時間とされてきた持ち授業時数が5、6単位時間となり、残業をしなければ授業の準備やその他の仕事が終わらないことが、長時間労働につながっている。また、全国学力・学習状況調査の押し付けなども教員の長時間労働の一因となっている。

もう一つの原因は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）により、残業代が支払われないことである。残業代の制度には、使用者のコスト意識に訴えて長時間労働を防ぐ役割があるが、公立学校の教員には残業代が支払われないため、教員の残業時間が把握されず、長時間労働が野放しにされてきた。このような状況にもかかわらず、中教審の答申は、給特法の廃止を否定した。また、文部科学省は、残業代の代わりに給料月額に上乗せして支給する教職調整額の率を13%とする方針を示し、令和7年度予算の概算要求に当該予算を盛り込んでいるが、これでは長時間労働に歯止めをかけることができない。

こうした教員を取り巻く環境を改善することは、子どもたちの教育の質を向上させるために不可欠である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、公立学校の教員の長時間労働と教員不足の解消を図るため、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 教員の基礎定数を大幅に増やすこと。
- 2 教員の持ち授業時数を削減すること。
- 3 給特法を廃止すること。
- 4 公立小学校における35人学級の効果検証を待たず、速やかに公立中学

校を35人学級とした上で、公立小中学校の更なる少人数学級化を目指すこと。

5 上記事項の実現のため、予算の増額を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月 日

東京都議会議長 宇田川 聡史

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		